

## 第二 3つのアクションプラン

### 二. 戦略市場創造プラン

テーマ1：国民の「健康寿命」の延伸

#### （3）新たに講ずべき具体的施策

日本再興戦略では、健康長寿産業を戦略的分野の一つに位置付け、健康寿命延伸産業や医薬品・医療機器産業等の発展に向けた政策など、数多くの施策を掲げたが、医療・介護分野をどう成長市場に変え、質の高いサービスを提供するか、制度の持続可能性をいかに確保するかなど、中長期的な成長を実現するための課題が残されていた。

この課題に対応するため、①効率的で質の高いサービス提供体制の確立、②公的保険外のサービス産業の活性化、③保険給付対象範囲の整理・検討、及び④医療介護のICT化等の各課題に取り組む。

#### i) 効率的で質の高いサービス提供体制の確立

##### ①医療・介護等を一体的に提供する非営利ホールディングカンパニー型法人制度（仮称）の創設

地域内の医療・介護サービス提供者の機能分化や連携の推進等に向けた制度改革を進め、医療、介護サービスの効率化・高度化を図り、地域包括ケアを実現する。

このため、医療法人制度においてその社員に法人になることができることを明確化した上で、複数の医療法人や社会福祉法人等を社員総会等を通じて統括し、一体的な経営を可能とする「非営利ホールディングカンパニー型法人制度（仮称）」を創設する。

その制度設計に当たっては、産業競争力会議医療・介護等分科会中間整理（平成25年12月26日）の趣旨に照らし、当該非営利ホールディングカンパニー型法人（仮称）への多様な非営利法人の参画（自治体、独立行政法人、国立大学法人等を含む）、意思決定方式に係る高い自由度の確保、グループ全体での円滑な資金調達や余裕資金の効率的活用、当該グループと地域包括ケアを担う医療介護事業等を行う営利法人との緊密な連携等を可能とするため、医療法人等の現行規制の緩和を含む措置について検討を進め、年内に結論を得るとともに、制度上の措置を来年中に講ずることを目指す。

さらに、大学附属病院が担っている教育、研究、臨床機能を維持向上するための措置を講ずることを前提に、非営利ホールディングカンパニー型法人制度（仮称）を活用した他の病院との一体的経営実現のために大学附属病院を大学から別法人化できるよう、大学附属病院の教育・研究・臨床機能を確保するための措置の具体的内容、別法人化に向けた必要な制度設計について、非営利ホールディングカンパニー型法人制度（仮称）の検討内容等を踏まえつつ検討を進め、年度内に結論を得るとともに、制度上の措置を来年度中に講ずることを目指す。

あわせて、自治体や独立行政法人等が設置する公的病院が非営利ホールディングカンパニー型法人制度（仮称）に参画することができるよう、必要な制度措置等について検討する。

# 中短期工程表「国民の「健康寿命」の延伸⑦」

2013年度	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度～	KPI
	<p>通常国会</p> <p>通商国会</p> <p>秋</p> <p>年末</p> <p>通商国会</p> <p>経算要綱</p> <p>明細修正要望等</p>				
<p>【医療の国際展開】</p> <p>健康・医療戦略推進本部の下に医療国際展開タスクフォースを設置(2013年7月)</p> <p>医療法人の現地法人への出資に係るルールの明確化(2014年3月)</p>	<p>MEJを活用し、新興国中心に日本の医療拠地の創設等</p>				
<p>官民連携による、開発途上国向けの医薬品研究開発・供給支援(開発途上国向け医薬品の研究開発の助成課題を順次採択し、進捗管理等を実施)</p>					
<p>厚生労働省とバーレーン、トルクメニスタン、カンボジア、ラオス、ミャンマー、トルコ、ベトナム、各国の保健当局との間で、医療・保健分野における協力関係を樹立</p>	<p>各国の保健当局間の関係樹立を通じた、公的医療保険制度などの法制度全体の整備を含めたパッケージ輸出を推進</p>				
<p>外国人が安心・安全に日本の医療サービスを受けられるよう、外国人患者受入体制を充実</p>					
<p>【非営利ホーディングカンパニー型法人制度(仮称)の創設等】</p> <p>医療法人の事業展開等に関する検討会等において、複数の医療法人や社会福祉法人等を社員総会等を通じて統括する非営利ホーディングカンパニー型法人制度(仮称)について、検討</p>	<p>医療法人の社員に法人がなることができることを明確化した上で、非営利ホーディングカンパニー型法人(仮称)について、制度の具体化を検討</p> <p>大学附属病院が、大学から別法人化し、非営利ホーディングカンパニー型法人(仮称)に参画できる仕組みを検討</p> <p>医療法人の分割、附帯業務の拡充、社会医療法人の認定要件の見直しについて、検討</p>	<p>所要の制度的措置</p> <p>所要の制度的措置</p>			
<p>病气やけがをしても、良質な医療・介護へのアクセスにより、早く社会に復帰できる社会①</p>					<p>・海外に日本の医療拠点を2020年までに10カ所程度創設【2箇所(2013年)】</p> <p>・日本の医療技術・サービスが獲得する海外市場規模を2030年までに5兆円【4,500億円(2010年)】</p>